

金を有する者には、なお従前の例により引き續きこれを支給する。  
と想われるから、學費が希望に燃えて新學年スタートを切る日であり、またする陳情

昭和二十三年八月十三日印刷

昭和二十三年八月十四日発行

参議院事務局 印刷者 印刷局

第六部

第二回参議院文化委員會會議錄第七号

昭和二十三年六月十八日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○榮典法案(内閣送付)

○祝祭日の改正に關する件

午後一時五十分開會

○委員長(山本眞澄君) それでは只今より委員會を開會致します。予備審査のための議案として、榮典法案が本委員會に付託になっておりますから、これの提案理由の説明を聴くことに致したいと存じます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今上程になりました榮典法案の提案理由を御説明申し上げます。新憲法公布後二年、憲法に予定せられました憲法附屬の諸法律は、國會の熱心なる御審議によりまして、ほぼ完成いたしましたのであります。終戦と共に停止せられておりました榮典制度を新たに決定発足いたしましたことは、僅かに残つております事項の重要な一つであります。政府は相當の期間に亘り慎重考究いたしました結果、旧憲法と共に、旧榮典制度を廃止し、新憲法の精神にふさわしい新榮典制度を採用いたすことに決し、ここに提案いたすことと相成つた次第であります。

榮典の制度を存置すべきか否かは、憲法改正の際十分論議せられ、存置することとなつたのでありますから、この問題を繰返すことはいたしません。今やこれを制定する時期に到達したかという点については議論の余地もありませんが、政府はその時期に達し

たと信ずるのであります。我が國の現状を見ますと、終戦後の一時的混亂を脱して、漸く思想的にも経済的にも再建の光明を認めようといはしてゐるのであります。ここに至りましたのは、もとより連合國の援助によるところが大きいのであります。又國民諸君の最善の諸條件を克服しての努力の結果にもよるのであります。従いましてこれら國民の中で、その労働顯著と認められず者に対しましては、これが表彰の途を講じ、以て國民の志氣を振作し、道義の高揚を図ることは、現下喫緊の要務と考へるのであります。榮典のことは元來國家として一日も廢すべからざるものであります。終戦と共に停止せられて、そのままになつておりましたことは遺憾なことでありまして、ここに民主的文化國家にふさわしい榮典を樹立いたした次第であります。

本案の要旨を申し上げますと、第一に現在残つております在來の制度の内、位階及び勳章の制度は、すでに廃止されました爵の制度と並んで、從來の榮典制度の根幹を成しておりましたもので、今やわが國が過去を脱却し、新たに平和、民主、文化を目標として更生しようとしておるのでありますから、これら過去の日本を表象する榮典制度はこれを全廢し、新榮典制度の下に発足すべきであると考へるのであります。併しながら現に勳章を有する者について、今後一切その着用を禁止するのことは適當でないと考えられま

す。この点を考慮いたしまして、いわゆる公職追放者以外は、旧勳章を着用することを妨げないことにいたしましたのであります。

次に新榮典制度は、新勳章制度を根幹とし、これに配するに功勞章制度、善行章制度等を以てし、國民の表彰に遺憾のないことを期しました。新勳章制度は、一種五級の普通勳章を、單一級の文化勳章といたしました。普通勳章を一種五級といたしましたことは、在來の勳章あつて、級別も多かつたのを簡素化したことが適切と考へたからであります。文化勳章を設けましたのは、文化に關する特に優れた功勞については、その特殊性に鑑み、單一級の特別の勳章を設けて表彰することが適當と存じたからであります。新たに功勞章の制度を設けましたのは、新普通勳章制度の簡素化したのを補ひまして、廣くあらゆる方面に功勞ある國民を表彰することを目的としたのであります。從來の勳章制度は、主として國民のいわゆる奇特な行爲を対象としたもので、今後その趣旨は、これを存置すべきものと考へましたが、在來の勳章を以て表彰したもの内、社會公共に對する功勞に重きを置いたものは、これを功勞章及び新勳章に移し、名称を善行章と改めることにいたしました。

以上申述べましたように、ここに旧制を一新しようとするのであります。更にその運営の實際において、從來の官廳民衆の弊風を残し、被表彰者の格式、地位等に拘束されるようなことがあつては、本制度一新の意義は全く失われることは言ふまでもありません。従いまして政府においては、幸いに本案の趣旨に御賛成を得ましたならば、その運営において、又これを一新し、廣く市町村長や都道府縣知事などからの推薦を募つて、國民の表彰に遺憾のないことを期すると共に、尙これが審議機關として、内閣に、廣く民間各方面の公正なる人士にお願いしまして審議會を設け、その公正且つ民主的な審議を経て決するようになつた所存であります。

以上本案の趣旨の概略を申し上げたのであります。尙詳細の点は、本案御審議の節申し上げる所存であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員長(山本眞澄君) 速記を止めて下さい。

午後二時六分速記中止

午後三時三十分速記開始

○委員長(山本眞澄君) 速記を始めて下さい。議題は祝祭日に關してであります。議題は祝祭日に關しては、國會から法律を出すことに前々からの計画になつておりますので、今日はその法律の原案ができておりますから、お手許に差上げてあるこれを議題にして、話を進めて頂きたいと思ひます。

第一に國民の日に關する法律ということになつておりますが、この「國民の日」ということには關しましては、衆議院の方においては、これを「國民の祝日」としたいという意見のようでありますが、これを「國民の日に關する法律」といたしますか。「國民の祝日」に關する法律、乃至は「國民の祝日」というふうにいたしますか、これについて……

○金子洋文君 この法律は、從來の古い憲法に代る新憲法に則つて、それにふさわしい祝祭日を設定する、これが、我々がこの日を設定する基準の第一に擧げておるのであります。その他基準として民族的な風習並びに世論を尊重する、國民全体に文化的意義がある日を選ぶ、その他祝山六つ、七つの基準が擧げられて、その観点から選んで來たのであります。そのうち第一から從來の祝祭日というふうな文字が全然使われない方が、新憲法の精神その他の擧げた基準にふさわしいと考えます。の、もう一つは、成る程文字で見る場合には、「國民の日」と、「國民の祝日」を二つ並べて考えますと、國民の祝日の方が一見大衆的に分る、而もそれが從來の祝祭日と関連して分る、そういう大衆的な字があります。それが前の祝祭日と繋がつて分るというところの欠点も同時に持つておるといふこと、これを言葉として言ふ場合には、非常に言いにくい、國民の祝日というふうになると、非常に言いにくいばかりでなく、東北地方の「し」「す」「じ」が同じようなところにおいて「國民のすくすつ」と言つて、何が何やら分らんような結果を來

第七

す虞れもある。それに比べて國民の日の方は、非常に新鮮さがあつて、古い祝祭日と何らの繋がりを持たないような新鮮さを持つておると同時に、常に而も永遠に新らしさを持つておる。同時に誰でもこれは口にして言える、國民の日と簡単に言える。こういうものゝ長所を持つておられますので、この祝祭日は一年、二年で終るものでありませぬから、長く続く意味からしても、國民の日に私は賛成したいと思ひます。

○三島通陽君 私金子委員のお説に賛成する者であります。この祝祭日として決められた日の中には、必ずしも祝うというものがばかりではなくて、偲ぶものも入つておるし、いろいろなものが入つております。勿論このようにものも廣い意味で「祝い」という言葉の中に入るかも知れませんが、必ずしも國民の祝日と言つても當らなくはないというように、大きな目では見えないかも知れませんが、併しやはり言葉の具に穿鑿して行けば、いろいろな種類のものがあるから、必ずしも祝日と言われない方がよいのではないかと、それに國民の日と言つた方が、もつと國民全般に親しみがあつて、新憲法の精神から申しまして、主権在民というやうな意味から見ても、國民の日と言つた方が、より我々のものとして親しみを感ぜやすいか、こういうやうな点から言つても、私は今の金子委員の述べられた意見に賛成する者であります。

○國伊能君 私は言葉の発音の上からは、祝日という言葉が好ましく、非常に言い現わしにくいということがありますが、内容としては、別

にこだわつてゐるわけではございません。ただ若し國民の祝日といひませば、第一條の文章をやはり少し書き直さないと意味が徹底いたさないように思ひます。氣付きましたので、ちよつと……

○委員長(山本勇造君) 昨日の打合せにおきましては、参議院の文化委員会では、國民の日で行こうという御決議があつたように思われますが、それならば、その法制部並びに専門調査員の手において作成されましたこの草案、皆さんの考えも無論入つておりますが、この草案で直ぐに國民の日に關する法律をいふので進んで参りますか、それとももう少し考えますか。よろしければ、第一條から順次先に進みたいと思ひますが、昨日の御決議が変らないものならば、このままで進んでよろしいように考えられますが、如何ですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(山本勇造君) それでは第一條を讀んで見ます。自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こぞつて祝ひ、感謝し、あるいは記念する日を定め、これを「國民の日」と名づける。これについて如何ですか。これはちよつと抜けておるやうに思ひますね。ここに國民こぞつて祝ひ、感謝し、あるいは記念するやうに思ひますが、前に述べた「祝ひ」が「祝ひ」であつたやうに思ひますが、これは「祝ひ」とも一つの方法であります。また正しくは「國民のこぞつて祝ひ、感謝し、あるいは記念する」といふことであるやうに思ひますし、或いはここに「國民こぞつて祝ひ、感謝し、あるいは記念する」といふことであるやうに思ひます。

○國伊能君 今委員長の言われる意味は「記念」という言葉の中に私は十分含まれてゐると思ひます。この「祝ひ」といふ言葉の意味は、「感謝」といふ言葉の中にも含まれる、こういうことで了解したいと思ひます。

○委員長(山本勇造君) それなら、これは文章の点があるから、こういうふうになつておると思ひますが、併し法律の文章でありますから、その後でこれが定義である、これ以外のものを入れちやいかんとかいうやうなことが問

題になるといけませんから、この國民の日といふので、後で又どういふ日が加わつて来るにしましても、大体これであらうな意味が入れられるものと、そういうふうな我々は解釈して、この文章を立案した、こういうことだけは、はつきりここに残して置きたいと思ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕  
○委員長(山本勇造君) この第一條につきまして、外に何か御意見ございせんか。  
○羽仁五郎君 この第一條は、ここで我々も大體了承したわけでありまして、法律として第一條が出されるわけですが、やはりこの法律が出されるわけですが、第一條に盛り込まれてゐる精神は、この前にも申し上げましたやうな意味で、今までの日本の祝祭日といふものが、過去を中心にしており、そうしていわゆる天皇主権を中心にしており、それから國際的な關係に對して、對立する排外的な日本優越といふ意識の上に立つてゐたといふことの批判が是非欲しい。この第一條は、これで私

は満足いたしますが、この法律が發表されるに際して、委員長報告なり、國会の名においてなり、新聞發表においての点を明らかにせられるやう、委員長において考慮して頂いて、その意味で過去の祝祭日の間違つてゐた点を、やはり國民にはつきり示して頂きたい。そうしてこれから我々の進むべき点が、將來に向つて、且つ人民主権の線に沿つて、且つ國際的な意識を十分に持つて進んで行くといふことを示して頂きたいと思ひます。これを特に發言しますのは、大體数日前か

ら、この委員会乃至合同打合會の審議の模様が、新聞紙によつて傳へられたことに對して多少輿論の反映があるやうにも考えられますが、その中に、どうもやはり新しい國民の日の制定の趣旨といふものが、十分に徹底してゐないために、極めて曖昧に理解されてゐる点があるやうなので、法律としては、これ以上盛り込むといふことは無理であるといふことは了解いたしますが、是非これを發布される際に、そういうステートメントにおいて、その点を強調して頂きたいといふことを希望します。

○委員長(山本勇造君) 只今羽仁委員から、今日あたり出ております批評等から御懸念のことがありましたので、御尤もと存じますが、併し新聞に出ておりますのは、委員会としてまだ報告しておることでもなし、從つて又説明が加へられておらない。ただあのときの合同打合會の模様を記者が見て報道した。從つて案の説明も、行事のこと何もないのでありまして、從つてただ日だけであるために、何か淋しい感じを持たれたのだらうと思ひますが、これはできるだけ早く、私は發表の方

法をとりたと思つております。それから第二に、この日を我々が選びましたのは、只今羽仁委員がおつしやつたやうに、前の祝祭日は、宮廷を中心とした祝祭日でありましたけれども、今度は新憲法の精神によつて選んでおりますので、從つて主権は國民にあるという建前から、いわゆる祝祭日を選びますに當りまして、宮廷中心でなくて、國民が中心である、即ち國民の日を選ぶといふ建前をやつて参つたのでありますから、それらの点は委

員会乃至合同打合會の審議の模様が、新聞紙によつて傳へられたことに對して多少輿論の反映があるやうにも考えられますが、その中に、どうもやはり新しい國民の日の制定の趣旨といふものが、十分に徹底してゐないために、極めて曖昧に理解されてゐる点があるやうなので、法律としては、これ以上盛り込むといふことは無理であるといふことは了解いたしますが、是非これを發布される際に、そういうステートメントにおいて、その点を強調して頂きたいといふことを希望します。

員会乃至合同打合會の審議の模様が、新聞紙によつて傳へられたことに對して多少輿論の反映があるやうにも考えられますが、その中に、どうもやはり新しい國民の日の制定の趣旨といふものが、十分に徹底してゐないために、極めて曖昧に理解されてゐる点があるやうなので、法律としては、これ以上盛り込むといふことは無理であるといふことは了解いたしますが、是非これを發布される際に、そういうステートメントにおいて、その点を強調して頂きたいといふことを希望します。

○委員長(山本勇造君) 只今羽仁委員から、今日あたり出ております批評等から御懸念のことがありましたので、御尤もと存じますが、併し新聞に出ておりますのは、委員会としてまだ報告しておることでもなし、從つて又説明が加へられておらない。ただあのときの合同打合會の模様を記者が見て報道した。從つて案の説明も、行事のこと何もないのでありまして、從つてただ日だけであるために、何か淋しい感じを持たれたのだらうと思ひますが、これはできるだけ早く、私は發表の方

法をとりたと思つております。それから第二に、この日を我々が選びましたのは、只今羽仁委員がおつしやつたやうに、前の祝祭日は、宮廷を中心とした祝祭日でありましたけれども、今度は新憲法の精神によつて選んでおりますので、從つて主権は國民にあるという建前から、いわゆる祝祭日を選びますに當りまして、宮廷中心でなくて、國民が中心である、即ち國民の日を選ぶといふ建前をやつて参つたのでありますから、それらの点は委

民の日を、選ぶといふ建前でやつて参つたのでありますから、それらの点は委

常によい言葉で將來のためを考へてゐると、これは一つ分離してゐるのです。が、意識の繋がりを考えるならば、自然をたたえ、國土を愛すと、こういふ

ふりに考へると直ぐ驚かすと思ひますが、同じことだと思ひます。「將來」という言葉を、ただ國土を愛するといふ言葉に變えただけです。

○委員(山本眞澄君) この問題につきましては、久松委員何か御意見があるのじやございせんか。

○久松定次君 私はつと制定の趣旨を拜見いたしますと、國民自身の一の休日としての觀念であります。ただ自分達の生れた日本の國といふものの祝日もあつて然るべきことだと思ひますので、「春分の日」につきましては、ここに將來の再建日本のために努力するといふよりな意味も、一つ挿入して頂いたら好都合だと、こう存じております。

○岩本月洲君 制定の趣旨は後で論議されるのでありますが、そのときに時間が欲しいと思ひますが、どうでございましょうか。

○委員(山本眞澄君) それでは、これはもうよろしうございしますか。

○岩本月洲君 よろしうございします。

○委員(山本眞澄君) それでは直ぐ「天皇誕生日」に移りますが、よろしうございしますか。

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

○委員(山本眞澄君) 「天皇誕生日、四月二十九日、天皇の誕生日を祝う。」

こととございしますが、この「こどもの日」につきましては、私は実はたびたび論じましたので、もう一度ここで申上げることが恐縮なので、できるだけ簡単に申上げたいと思ひます。五月五日という日であると思ひます。「こどもの日」を置くといふことは、どんなも反對のないことであるように、参衆両院とも伺つておるのであります。ただ問題は、五月五日という日に、一應これが五月になりまして、こどもの日として、どう考へるかということについて、ここで申上げて置いた方がよいように思ひます。当初私達参議院の考へておりましたことは、五月の三日に「こどもの日」を設けて、十一月三日に「憲法記念日」を設けて置くといふのが初めの考へでありました。それはなぜかと申しますと、「こどもの日」を設けるのは、先ず一番先に考へることは季節といふことでありまして、ベスト・シーズンに「こどもの日」を設けたいといふことであつた。それで、それで、天文台の方なんか調べて頂きますと、大体三日、四日、五日、六日、七日といふところが、日本中が氣候のいい、雨も少い時だといふことでありまして、それで五月三日は、丁度たまたま「子供の男の祭の五月五日、女の子の祭の五月三日、それを月と日を合せ取つて五月三日としたならば、一つは日本國憲法の施行日に當るので、新憲法の精神を子供の心に吹き込んで行くといふ上でも、非常にいいのじやないかと思ひます。五月三日でつと参議院の方は参つたのであります。ところがその

後十一月三日の憲法記念日は、衆議院におきましては五月三日にやつて貰いたいという御意見が大分あつたやうでありますので、それではやはり憲法記念日は五月三日がよくはないかという御意見が出まして、憲法記念日は五月三日に決まつて、それで子供の日の日が流れてしまつた。ベスト・シーズンであり、それで子供にちなんだ日であるから、永年の子供のお祭をして来た日だから、五月五日にしようといふことになりました。その後参議院におきましては、五月五日という日は、一つには、考へるのに女の子がネグレクトされてゐるという理由、第二は、五月五日といふことは尙武の節句といつて、軍國主義的な人形などを家庭で列べたところもあるから、その日は避けた方がよからうといふのが第二の理由、第三は、この辺に祭日がくつき過ぎる。四月二十九日が天皇誕生日の日、五月一日はメーデー、これは祭日ではないけれども大体お休みになる。それから五月三日が憲法記念日、五月五日が子供の日は、余り休日が多過ぎて、事業家とか、或いは銀行家とか、こういう人達も非常な迷惑をしないだろうかと、又日本が非常に活動しなければならぬのに、お休みが多過ぎ過ぎるので、どうであらうか、たま／＼配分から言つても、十月は何にもお休みがないのだから、「こどもの日」を、どうせ新しい精神で「こどもの日」を設けるならば、その日に拘泥しないで、十月一日にしたらどうかという御意見が出まして、私も実はその日に賛成したのであります。ところが衆議院と合同委員会がありまして、衆議院の方では「こどもの日」といふことは、これ

はそうばかりでないと思ひますが、大分参議院からの非常な熱烈な御意見もあつて入れたものだ、殊に五月五日といふことは、厚生省あたりでもこの運動をやつておられる人があつて、是非五月の初めにやつて貰いたいといふ、五月の御希望がありまして、余り十月一日といふことを参議院側が強く主張いたしますと、「こどもの日」そのものがどつかへ飛んで行つてしまふ心配も出て参りましたし、とにかく五月配りでは草木の萌え、芽の出る時であり、十月といふと草木の萎むといふ時であります。子供のお祭をするならば、むしろ五月の方がベスト・シーズンでいいのじやないかという御意見が出まして、五月の五日というふうに決まつたのであります。これにつきましては、今の私が申上げました三つの点から、多少將來と雖も、そういう觀念を持たれる人があろうと思ひます。ですから、併しそういうことに、どうぞこだわらないで、新しい日本が子供の人格といふものをここに認めて、子供のために祝ひをして、子供を正客とした祝ひの日を定めて、そして子供に光明を與えたいといふことが、もと／＼の趣旨であります。それで、先ず最初に「こどもの人格を重んじ」といふことが入つておるのであると思ひます。とかくまだ残念なことに、我が國は子供の人格を認めないといふやうなことが、往々にしてあるわけでありまして、どうぞ子供を一人前の人としてのパーソナリティーといふものを、この趣旨が認めるといふ、ここに一つの考へ方を繰込んで行きたい。それは全然新しい考へであり、又子供

を讀んで、子供のためにする運動といふやうなものは、世界では、まださういふ子供といふものは余りありません。私は最近分つたのであります。六月の何日かに、極く少數の國で、少數の人間が、さういふチルドレン・デーといふ子供の日のための運動があるといふことを調べましたが、六月何日か、十幾日かでありまして、これは日本は雨期に入ります。雨期にその日を持つて来るといふことはどうかと思ひます。折角五月五日の最もいい氣候に、それを入れたといふ趣旨でありまして、どうぞそういうことにこだわらずに、新しい精神を以て定め、又日本の五月五日の節句といふのは、つと昔の藤原時代の端午の節句には、さういふ意味はなかつたのであります。それから、男の子も女の子も、この際一緒にした子供の日といふことで、さういふように、その制定の趣旨を考へて頂きたいといふことを申上げて置きたいと思ひます。

○羽仁五郎君 今の五月五日については、それは五月五日の日が、やはり現在日本の國民の中に武を尙ぶ日として残つておるので、私は五月五日といふ日に對しては、やはり反對しなけれはならないと考へておるのでありますけれども、併しそれに対してこの新しい意味を、今三島委員の言われたやうに與えられる。さういふ意味で、子供の人格を重んずるといふ趣旨が新らしく出て来るならば、第一條に述べられておるやうな、新しい美しい風習を育てるといふ意味で、この五月五日を、今までのいわゆる端午の節句といふ意味で、いわゆる尙武の節句といふ意味でなく、男の子も女の子も、この日に

じ、こどもの幸福をはかる。」  
○三島通憲君 この「こどもの日」の

います。五月三日ですつと参議院の方  
は参つたのであります。ところがその

今までのいわゆる端午の節句という意  
味で、いわゆる尚武の節句という意味  
でなく、男の子も女の子も、この日に

人格を認められるという、新しい日

という日は、日本國憲法の公布になつ

際申述べて置きます。

○委員長(山本眞澄君) この日は憲法

れらの日が定められることに、大体委

がでるものとして賛成をいたしま  
す。そういう意味で、この子供の人格

た日でありまして、又時候も非常によ  
く、天氣も大抵、恐らく明治十六年

○委員長(山本眞澄君) それでは次に

○委員長(山本眞澄君) 次に「文化の

○委員長(山本眞澄君) 次に「文化の

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話

○委員長(山本眞澄君) 只今来馬さんから話



だあなたが最後におつしやいましたメ  
デーを、今度は官廳の方が休日にな  
面倒になりました、「文化の日」という  
ような時に、それらを繰めて、この日  
の問題について、一言述べさせて頂き  
たいと思うのであります。これは、こ  
今も御披露がありました、紀元節が  
神話であるという考え方も、学問的に  
本建設の上に、而も日本のこれが歴史

上に、又とない立派なる人格であるとい  
うようなことを大いに考えて、將來  
講和の日が決まつて、いわゆる本當の  
意味における平和を記念するようない  
が選ばれるようなときは、一つ十分に  
この聖徳太子のことを考へて頂きたい  
というように、特にこの際に申  
述べて置きたいと思ひます。

○委員長(山本勇造君) では大分長く  
なりますから……

○久松定武君 最後の一つ私に述べさ  
して頂きますが、祝日を決めましたと  
きに、國民からいろいろ希望もあ  
つたようでありまして、その中に取入  
れられなかつたもので、特に希望の多  
かつた中に婦人の日があります。これ  
は三月の八日をして呉れ、或いは四月  
の八日をして呉れという希望の方があ  
りました。我々が休日制定するに  
当りましては、國民全体が休みになる  
という希望を持つておりましたので、  
特にこの日は取らず、又婦人の中で  
も、國体によつて三月八日、四月の十  
日という希望もありますので、これは  
民間の行事としてお委せするといふの  
もございましたし、それからもう一つ  
大きなのはクリスマスと、八月のお盆  
を休日にして呉れという希望も、國民  
の間には非常に多かつたのであります  
が、我々はこれは制定いたしますにつ  
きまして、宗教といふことは省いて考  
へたのであります。この点いろいろ  
問題もありますけれども、宗教といふ  
ことを抜きにして、外の休日を取りた  
いといふところから、國民の声もあり  
ました。……これだけは一つお含みを  
願ひたいと思ひます。

○委員長(山本勇造君) では大分長く  
なりますから……

際どうしても婦人の日が入れられない  
ならば、これはこれだけの國民の日と  
して決定されるわけじやなし、將來殖  
やすうな状況になれば、当然婦人の  
日は第一位に置かるべきものではない  
ことを、私は今でも幾度も申し上げ  
たのだし、その内容は申し上げません  
が、結局この問題は將來に残すとい  
ふことを委員会で御了承願ひたい、こ  
う思ふのであります。

○委員長(山本勇造君) とにかく輿論  
調査をいたしまして、そうしてさま  
ざまな案が出て来ております。又新聞  
社なり、或いは我々への投書なり、或  
いは又、この委員会での御発言等、  
或いは陳情、諸願等沢山のものがござ  
いまして、その中から僅かに九つ取つ  
たのでありますから、さまざまの人が  
御不満があると思ひますけれども、併  
し又それらの日は民間においておやり  
になることは、これは幾らおやりにな  
つても構はないのでありますから、今  
のところは民間でおやりを願ひ、そう  
してここに取りました数が九日にしか  
過ぎませんけれども、これは明治六年  
のときに、太政官で初めて祝祭日を定  
めましたのがやはり八日、後に段々に  
殖えております。それと同じように、  
後來要望が強いという、段々また殖  
える日もできましよう、殊に平和の日  
は大体それを予定されておるようなわ  
けでありますから、尚又、民間の輿論  
のあれをも考へまして、又後々にそう  
いふのは、これは考慮するといふこと  
にいたしました。とにかく第二條で九  
日の日を選んだのは、皆さんの御努力  
でございまして、非常に有難く思ひま  
すと共に、これは幸ひにして合同打合

○委員長(山本勇造君) とにかく輿論  
調査をいたしまして、そうしてさま  
ざまな案が出て来ております。又新聞  
社なり、或いは我々への投書なり、或  
いは又、この委員会での御発言等、  
或いは陳情、諸願等沢山のものがござ  
いまして、その中から僅かに九つ取つ  
たのでありますから、さまざまの人が  
御不満があると思ひますけれども、併  
し又それらの日は民間においておやり  
になることは、これは幾らおやりにな  
つても構はないのでありますから、今  
のところは民間でおやりを願ひ、そう  
してここに取りました数が九日にしか  
過ぎませんけれども、これは明治六年  
のときに、太政官で初めて祝祭日を定  
めましたのがやはり八日、後に段々に  
殖えております。それと同じように、  
後來要望が強いという、段々また殖  
える日もできましよう、殊に平和の日  
は大体それを予定されておるようなわ  
けでありますから、尚又、民間の輿論  
のあれをも考へまして、又後々にそう  
いふのは、これは考慮するといふこと  
にいたしました。とにかく第二條で九  
日の日を選んだのは、皆さんの御努力  
でございまして、非常に有難く思ひま  
すと共に、これは幸ひにして合同打合

会におきまして、衆議院もこれは賛同  
いたしておりますから、これが決まり  
ましたことは、大変にいいことと思つ  
ております。第三條は「國民の日は、  
休日とする」といふのは、これは皆さ  
んに御異議ないと存じます。それから  
附則の方の「この法律は、公布の日か  
ら施行する。」「昭和二年勅令第二十  
五号(休日ニ関スル件)を廃止する。」「  
大要簡便な案であります。條文は簡  
便であります。この及ぼすところ  
の影響といふものは非常に深いもの  
なです。併しそういう案を、とにかく  
半年以上に亘つてやつたといふこと  
は、如何に我々が、たつた九日を選ぶ  
のに、國の初めの日は別といたしまし  
て、沢山の問題を非常に慎重に研究調  
査したかといふことは、後々にも、こ  
の点はほつきり残して置きたいと存じ  
ます。

尚お諮りしたい問題があります。が、  
大分時間が遅くなつておりますから、  
速記をここで止めて、そうして懇  
談の形式に移つて御相談申上げたいと  
存じます。委員会はこれで散会いたし  
ます。

午後四時四十五分散會  
出席者は左の通り。

|     |                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------|
| 委員長 | 山本 勇造君                                                  |
| 理事  | 金子 洋文君<br>久松 定武君                                        |
| 委員  | 梅津 錦一君<br>三木 治朗君<br>若木 勝蔵君<br>國 伊能君<br>徳川 頼貞君<br>岩本 月洲君 |

來馬 琢道君  
三島 通陽君  
三好 始君  
羽仁 五郎君  
政府委員 佐藤 達夫君  
法制局長官  
説明員 村田 八千穂君  
賞勳局事務官  
(賞勳局庶務課長)

七

昭和二十三年八月二十四日印刷

昭和二十三年八月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局